

奥州市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により行った定期監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月30日

奥州市監査委員 佐藤 健 司

奥州市監査委員 熊谷 香 里

1 監査の概要

(1) 監査実施日

予備監査 令和8年2月9日、2月10日及び2月12日

本監査 令和8年2月13日

(2) 監査の対象とした部課等名

都市整備部所管の予算執行を行う部課等

土木課、維持管理課、都市計画課及び水沢総合支所事務局並びに各総合支所の地域支援グループ

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

令和7年度（令和7年4月1日から令和7年12月31日まで）における財務等に関する事務の執行。なお、一部令和6年度分についても対象とした。

(4) 監査の目的及び着眼点

財務に関する事務が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、奥州市監査基準に定める監査の着眼点を基に、監査に必要な資料、諸帳簿等の提出を求め、これを照合、確認等するとともに、必要に応じて関係職員等の説明を聴取しながら実施した。

2 監査の結果

部課等（機関）名	監査の結果
土木課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
維持管理課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
都市計画課	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
水沢総合支所事務局	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
前沢総合支所地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
胆沢総合支所地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。
衣川総合支所地域支援グループ	財務等に関する事務について、良好に執行されていたと認められた。

事務処理上留意すべき事項のうち、軽易なものについては、監査執行過程においてその都度関係職員に改善を求めた。